

名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る

事後調査計画書（供用開始後）

（レクリエーション施設の建設）

平成25年5月

名古屋市

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
3-1 事業の目的	1
3-2 事業の概要	2
第4章 環境影響評価の概要	6
4-1 手続きの経緯	6
4-2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要	7
第5章	18
5-1 事後調査	18
5-2 事後調査計画(供用開始後)	18

## 第1章 事業者の氏名及び住所

事業者名 名古屋市  
代表者 名古屋市長 河村 たかし  
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名称 名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園  
種類 レクリエーション施設の建設

## 第3章 対象事業の概要

### 3-1 事業の目的

墓地は、祖先の霊を慰め、故人に親しみ、また、子孫の繁栄と安寧をこいねがうものとして必要とされている。

勅使ヶ池墓園事業は、名古屋市基本計画に基づき、新しい故郷づくりの一環として、将来の墓地需要に対応するための魅力ある都市施設を整備し、「市民の墳墓の地」創設をめざすものである。

### 3-2 事業の概要

#### ① 計画の概要

計画の概要は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 計画の概要

項 目	内 容
事業の名称	名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
事業位置	名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部 (図3-2-1参照)
施行面積	約60ヘクタール
供用開始時期	昭和63年8月

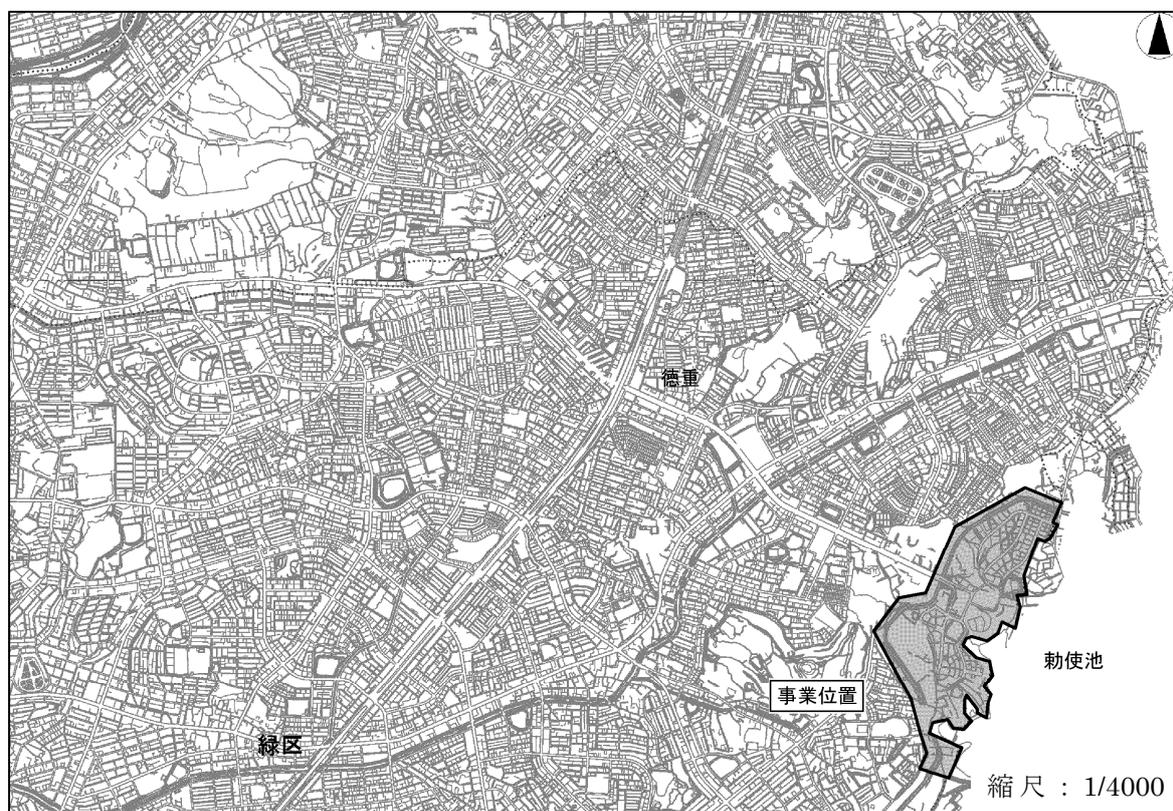


図3-2-1 事業位置

② 造成の概要

造成の概要は、表 3-3-1 に示すとおりである。また、切土・盛土図を図 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 造成の概要

工区	改変面積	切土量／切土面積	盛土量／盛土面積	施工時期
1	21ha	21 万 m <sup>3</sup> ／10ha	29 万 m <sup>3</sup> ／11ha	昭和 59 年度～平成 30 年度
2	9ha	7 万 m <sup>3</sup> ／2ha	15 万 m <sup>3</sup> ／7ha	平成 3 年度～平成 30 年度
3	13ha	17 万 m <sup>3</sup> ／4ha	9 万 m <sup>3</sup> ／9ha	平成 20 年度～平成 64 年度

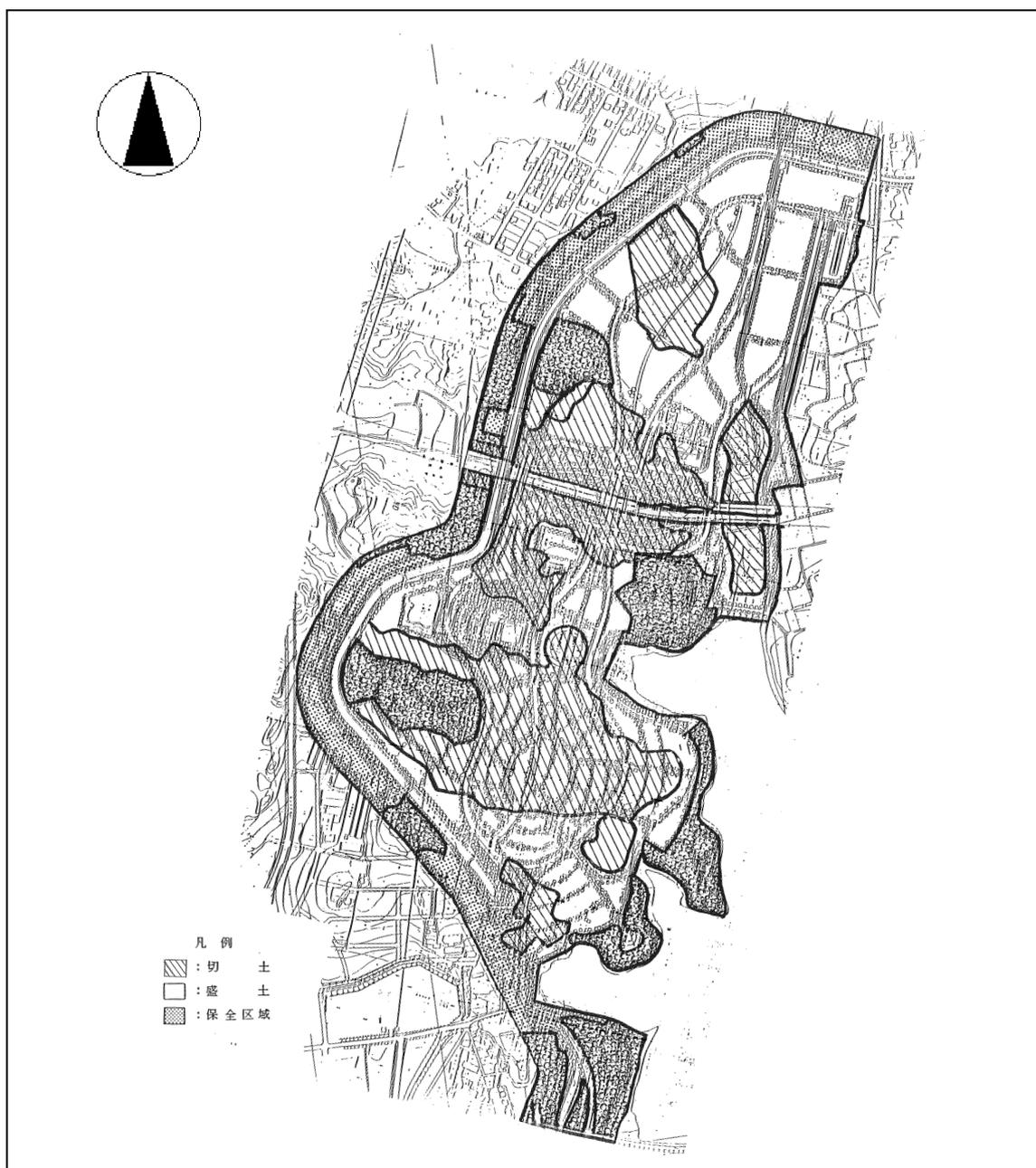


図 3-3-1 切土・盛土図

③ 土地利用の概要

土地利用の概要は、表 3-4-1 に示すとおりである。また、土地利用平面図を図 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 土地利用の概要

土地利用区分		面積 (ha)	
保 全 緑 地		10.0	
回 復 緑 地		10.3	
墓 所 域		20.0	
園路 広場等	駐 車 場	専 用	1.3
		兼 用	1.3
	車 系		6.8
	歩行者系		2.8
施 設	管理施設		0.1
	便益施設		0.9
調 整 池		1.8	
愛知用水管理域		4.7	
合 計		60.0	



图 3-4-1 土地利用平面图

## 第4章 環境影響評価の概要

### 4-1 手続きの経緯

環境影響評価書縦覧までの経緯は、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1 (1) 環境影響評価手続きの経緯

事項		日程等	
現況調査計画書	届出年月日	昭和57年7月16日	
	縦覧	期間	昭和57年7月26日～8月10日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	73人
環境影響評価準備書	届出年月日	昭和58年2月3日	
	縦覧	期間	昭和58年2月12日～3月14日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	50人
	説明会	開催日	昭和58年2月13日
		場所	扇台中学校
参加者数		50人	
意見書	提出期間	昭和58年2月12日～3月29日	
	提出件数	73件	
見解書	提出年月日	昭和58年10月3日	
	縦覧	期間	昭和58年10月15日～10月31日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	37人
公聴会	開催年月日	昭和59年1月21日	
	開催場所	緑区役所	
	陳述人数	10人	
	傍聴人数	173人	
環境影響評価審査書	作成年月日	昭和59年3月1日	
	縦覧	期間	昭和59年3月7日～3月22日
		場所	緑保健所
		縦覧者数	26人
環境影響評価書	届出年月日	昭和59年6月11日	
	縦覧	期間	昭和59年6月18日～6月25日
		場所	市役所
		縦覧者数	37人

表 4-1-1 (2) 環境影響評価手続きの経緯

事項		日程等
再手続等免除申請	申請年月日	昭和 63 年 3 月 19 日
	承認年月日	昭和 63 年 3 月 28 日
	内容	植栽計画等の変更
事後調査計画書 (工事中)	届出年月日	昭和 61 年 1 月 8 日

#### 4-2 現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要

供用時において、本事業の実施により影響を受けると想定された各環境項目についての現況、環境保全目標、予測、評価、環境保全対策の概要は、次に示すとおりである。

環境項目	現 況	環境保全目標
1. 水質	<p>勅使池は、農業用利水を目的とした溜池であるが、鯉の養魚もおこなわれている。また、勅使池は閉鎖性水域であることから、富栄養化状態になっている。</p>	<p>計画区域からの排水により、勅使池の水質を現況より悪化させない。</p>
2. 緑地	<p>現況の山林、草地、果樹園、宅地の庭等からなる緑被地率は、計画区域面積の63%強となっている。</p> <p>計画区域はアカマツ矮生林が広く分布し、これは粗粒残積性未熟土壌と深くかかわっている。</p>	<p>緑被地率を計画区域面積の65%以上とし、緑豊かな墓園をつくり出す。</p>

予 測	評 価	環境保全対策
<p>施設からの汚水は、公共下水道へ排出し、勅使池へは低汚濁負荷の雨水を排水する。</p> <p>勅使池への汚濁物質（窒素・リン）負荷量は減少する。</p> <p>予測計算の結果、現況に比べ、窒素・リンの濃度は低下が認められるが、クロロフィル a 濃度は大きな差異は認められない。</p>	<p>本事業に起因して勅使池の水質を悪化させることはない。</p>	
<p>現況の緑地は、保全と回復による緑地に変化する。</p> <p>供用時における緑被地率は、計画区域内を緑化することにより、計画区域面積の 65.5%となる。</p> <p>土壌改良を行ない潜在自然植生に適合する樹木を植栽することにより良好な樹林が形成される。</p> <p>※昭和 63 年 3 月の再手続免除申請に伴い、緑被地率は 68%強から 65.5%に変更している。</p>	<p>墓園の緑被地率を計画区域面積の 65%以上確保することができる。</p> <p>新たに周囲との調和を考慮して植栽することにより、四季折々の様相を呈する緑豊かな墓園をつくり出すことができる。</p>	<p>自然環境に恵まれた墓園を良好に維持するため緑地の十分な管理に努める。</p> <p>表層土の保全および活用に努める。</p> <p>自然保全地区の特定には、動物の生息環境に配慮し、樹林地の保全にはマント群落などの保護生育方法を導入し生態系の維持に努める。</p> <p>墓所域内の植栽などは墓園事業として行い、墓地使用許可の条件として、緑被地の維持管理等の担保を措置するよう努める。</p> <p>保全緑地の状況をより客観的に、定期的かつ体系的に把握できるようにし、その状態を観察するための探索路等を設ける。</p> <p>墓園周辺の農地への日照障害を生じないよう墓園境界沿いの植栽には配慮する。</p>

環境項目	現 況	環境保全目標
3. 植物	<p>計画区域内には、植生自然度の高いアカマツ矮生林、モウソウチク林が群落をなしており、その他にコナラ林、ハンノキ林等が生育している。</p> <p>比較的珍しい植物として、モウセンゴケ、イシモチソウ、ミズスギが極めてわずかに一部点在している。</p>	<p>計画区域を代表する樹林は、できるだけ保全し、比較的評価の高い植物を特定し、現地保存または移植保存する。</p>
4. 動物	<p>計画区域は、比較的緑豊かな丘陵地であり、勅使池の水辺があり、動物にとって良好な生息環境である。</p> <p>昆虫類は、230種確認され、この中で比較的珍しい種として、ミカワオサムシ、チッチゼミ、ハマオモトヨトウ、ツキワクチバが確認された。</p> <p>鳥類は、現地調査により23種が確認されており、さらに、既存資料・専門家により、他に58種の生息が報告されている。</p>	<p>鳥類・昆虫類等の生息環境を極力保全する。</p>

予 測	評 価	環境保全対策
<p>現況の土壌から保全される樹林の種は、アカマツ矮生林、クロマツ-アカマツ林、マツ属-コナラ混合林、コナラ林、モウソウチク林である。</p> <p>比較的珍しい植物の生育する箇所は、計画における自然保全地区内にある。</p> <p>植生評価でのBランクの個所のうち、約55%が自然保全地区に特定されるなど保全緑地となる。</p>	<p>保全対策を講ずることにより、計画区域を代表する樹林はできるかぎり保全される。</p> <p>比較的珍しい植物は、現地保存される。</p>	<p>現況保存林及び回復樹林等の適正な維持管理に努める。</p> <p>土地の改変区域内にある比較的評価の高い植物は、現地保存または移植保存する。</p> <p>保全緑地内の植生の状況が良好といえない個所は、生態系に配慮し、土壌改良、補植を行う。</p> <p>竹林は移植保存も含め、できるだけ保全する。</p> <p>内環状の園路周辺の回復緑地は、緩衝性と緑陰機能を有する高木混合林とする。</p>
<p>木竹の伐採・土地形質の変更にともない、区域内に生息している動物の種・個体数は相対的に減少する。</p> <p>自然を改変しない地区内に生息している動物の種類組成・個体群は変化する。</p> <p>現況における動物の生息環境は質的に変化する。また、本事業において、新たな生息環境が作りだされる。</p> <p>良好な生息環境の区域を特定し、現地保存することにより、比較的珍しい種への影響は少ない。</p> <p>勅使池水際線とこれに接する樹林は原則として保全し、ヨシ原のごく一部のみの変更にとどめるため、珍しい鳥、カワウ、カワセミなどの生息環境はほぼ維持される。</p>	<p>本事業では、特に鳥類・昆虫類の良好な生息環境を積極的に保全し、形成し、管理することにより、良好な環境が保持できる。</p>	<p>鳥類、昆虫類等の良好な生息環境の維持・増進を図るため、可能なかぎり、現況樹林の保存に努めるとともに積極的に植栽する等樹林の回復に努める。</p> <p>比較的珍しい種が確認された昆虫類については、その生息に必要な地区を特定する等、保全・回復に努める。</p> <p>水鳥の生活環境を維持するため、池の近辺の現況を可能なかぎり保存し、立ち入りできない措置を講ずる等、その保全に努める。</p>

環境項目	現況	環境保全目標
5. 景観	<p>丘陵地の尾根筋をぬって水景に富む愛知用水が流れている。</p> <p>計画区域の東側は勅使池の水際線に隣接した景観である。計画区域は、山林、農地、原野で構成され、緑豊かな丘陵地の景観を呈し、鉄塔、畜舎、住居等が点在している。</p>	<p>現況の固有の景観を尊重し、新たに優れた景観を創造する。</p>
6. 廃棄物	<p>一般家庭系ごみは、計画区域内の一部地域において、定期的に収集・処理されているが、大部分の地域では自家処理されており、粗大ごみも通常自家処理されている。</p>	<p>計画区域から発生する廃棄物により、周辺地域の住民の日常生活に著しい支障のないようにする。</p>

予 測	評 価	環境保全対策
<p>造成による地形の変化は少ないので、現況の固有の景観は保持される。また、水景はその周辺が緑化及び保全されるため景観の質は向上する。阻害要因となる鉄塔は残る。</p> <p>新たに生れる要素として、墓碑・園路・墓園会館・ゲートブリッジ・シンボルタワー等が設置される。</p> <p>墓園内の景観は平和公園（名古屋市）、日野公園墓地（横浜市）、大庭台墓園（藤沢市）、上道墓園（岡山市）、平和公園（高松市）の写真と解説で明らかにしているイメージに類する景観となる。</p>	<p>現況の固有の景観は保たれ、愛知用水、勅使池の水景も良好に維持される。</p> <p>緑化協定などにより景観の価値は高まる。</p> <p>新たに生れた要素は周囲の自然環境と調和をはかることにより、新たなより優れた景観を創造することができる。</p> <p>なお、鉄塔による阻害要因は残る。</p>	<p>施設の設置にあたっては、風致景観に富む緑豊かな自然環境と調和するよう施設のデザイン・色彩に十分配慮する。</p> <p>墓域景観の質的向上をはかるため、墓所にかかる景観の規則及び誘導の措置を講ずる。</p> <p>阻害の要因として残存するものについては、その改善に努める。</p> <p>本墓園景観を客観的かつ合理的に解析し、評価する手法に合わせ、墓域景観の質的向上を図る為の施策のあり方について、今後都市景観審議会の意見を聞くなどにより対処する。</p>
<p>廃棄物として、枯木・枯草・枯花・紙類・ビン・空缶類及び塩化ビニル等が発生し、それらは、計画区域内で再利用されたり、地区外の処理場にて処理される。</p> <p>ガラス・鉄・紙は分別収集され、再資源化される。</p>	<p>保全対策を講じ、廃棄物を適正処理することにより周辺地域に著しい支障は生じない。</p>	<p>計画区域内には、クズかごを十分な数だけ設置し、分別収集しやすいよう措置する。</p> <p>清掃員を必要に応じ配備し、計画区域内の清掃に努める。</p> <p>デポジット方式の採用、生ゴミの肥料化について、本市の環境行政の動向に合せ検討する。</p> <p>ガラス、鉄、紙は分別収集を行う。</p>

環境項目	現 況	環境保全目標
7 安全性 (交通)	<p>計画区域周辺の交通手段は、自動車交通に依存しており、計画区域を囲むように、諸輪名古屋線 (8,823 台/12 時間)、阿野名古屋線 (8,911 台/12 時間)、春木沓掛線 (2,783 台/12 時間) が位置し、これら生活道路が接続している。また、上記 3 県道の一部が主要通学路として利用されている。</p> <p>計画区域周辺での交通事故は、昭和 54 年から昭和 56 年の 3 年間に 53 件発生している。</p>	<p>計画区域及び周辺地域における交通事故を予防し、あわせて通行の利便性、機能性を確保する。</p>
8. 安全性 (水辺)	<p>愛知用水には転落防止柵が設置されているが、勅使池の水辺には転落防止柵が設置されていない。</p>	<p>利用者の水の事故が起きないようにする。</p>

予 測	評 価	環境保全対策
<p>供用時においては、都市計画道路名古屋岡崎線（将来交通量約27,000台）が計画区域を横断し、計画区域との接続道路となる。</p> <p>休日（日曜・祝日）の発生交通量は、約4,500台/日、彼岸時などのピーク日では、約12,200台/日となる。</p> <p>名古屋岡崎線の将来交通量からみて、盆・彼岸などのピークはやや混雑する。</p> <p>計画区域内における駐車場の駐車能力は、休日及び盆・彼岸ともに対応可能である。</p>	<p>保全対策を講ずることにより、交通事故を防止し、通行の利便性、機能性を確保できる。</p>	<p>計画区域内の駐車場は、可能な限り広くとり、車が渋滞しないようにする。また、ピーク時には、園路の駐車場を解放したり、最寄りの駅からのバス輸送を行う等、交通渋滞の緩和に努める。</p> <p>計画区域内の園路は歩行者と車を分離し、必要な安全措置を講ずる。また、都市計画道路名古屋岡崎線との接続部は流出入を円滑にするよう措置を講ずる。さらに、ピーク時には、交通整理員を配備し、交通安全に努める。</p> <p>名古屋岡崎線については、墓園関連事業として、昭和61年度を目途に整備する。</p>
<p>愛知用水には改修とともに防護柵等が設置され、勅使池の水辺は自然保全地区に特定され、立ち入りができなくなる。</p>	<p>愛知用水、勅使池、調整池の水辺には、防護柵等の安全施設が施されるため、利用者の水の事故は防止できる。</p>	<p>水の事故を防止するため、パトロールを強化する。</p>

環境項目	現 況	環境保全目標
9. 安全性 (治水)	<p>計画区域下流で、ここ数年浸水被害の発生はない。</p> <p>計画区域の流域は、勅使池をへて井堰川へ流出する流域と水広下川へ流出する流域の2つからなっている。</p>	<p>本事業に起因する浸水等の被害を生じさせないようにする。</p>
10. 安全性 (斜面崩壊)	<p>計画区域の地形は、愛知用水から勅使池に向って約7%の勾配で、緩やかに傾斜している。</p> <p>計画区域内には4ヶ所の崖地があるが、いずれも規模が小さい。また、自然崩壊の恐れのある箇所はない。</p> <p>計画区域内の土質は、すべりを起こすような層ではない。</p>	<p>斜面が崩壊することのないようにする。</p>

予 測	評 価	環境保全対策
<p>計画区域の排水系統は 3 系統となり、勅使池流域の一部が水広下川流域及び扇川流域にきりかわる。</p> <p>洪水調整池が設けられる。</p>	<p>保全対策を講ずることにより安全は確保できる。</p>	<p>洪水調整池等の排水機能、調整機能を良好に維持するよう点検につとめ、除砂等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>計画区域内の切土部分の斜面勾配は、最大で 29%程度、盛土部では 18%前後と非常に緩やかな斜面である。</p> <p>計画区域内では大規模な造成が行われるが、その切盛高さは、原則として 5 メートル以内である。</p> <p>のり面の浸食や風化を防止するため、植栽等が施される。</p>	<p>本事業で形成される斜面は切盛高さが小さく、その勾配も非常に緩やかである。上部の粘性土も軟弱ではないため、斜面が崩壊するおそれは少ない。また、斜面に適正な保護を施すことにより斜面は安定する。</p>	<p>斜面の良好な維持管理に努める。</p> <p>斜面の安定を保つため、切土材を盛土材として利用する際には十分な調査・検討をおこない、その管理に努める。</p>

## 第5章 事後調査

### 5-1 事後調査

事後調査は、供用時において、本事業の実施により、環境影響評価を行った環境項目に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全対策の妥当性を検証することを目的とする。

なお事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに適切な措置を講じ、必要に応じて追加調査を行う。

### 5-2 事後調査計画（供用開始後）

対象事業に係る事後調査の事項及び方法並びに事後調査を行う時期は、表5-2-1に示すとおりである。

表5-2-1 (1)

環境項目	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
水質	水質・底質	窒素、リン、クロロフィル a の濃度を測定する。(公共用水域水質調査結果(愛知県、昭和56年度)に記載の測定方法による。)	勅使池 (図5-2-1参照)	平成65年度
緑地	緑被地率	航空写真から緑被地率を算出する。	事業地内	平成65年度
	樹種	植樹資料から読み取り調査を行う。	回復緑地	平成65年度
植物	保全緑地面積	航空写真から保全緑地面積を算出する。	事業地内	平成65年度
	珍しい植物の保存状況	モウセンゴケ、イシモチソウ、ミズスギの保存状況を現地調査により確認する。	事業地内	平成65年度
動物	保全緑地面積	航空写真から保全緑地面積を算出する。	事業地内	平成65年度
	珍しい鳥の生息状況	カワウ、バン、ヒクイナ、カワセミの生息状況を現地踏査により確認する。	事業地内	平成65年度
景観	景観の変化	写真撮影を行う。	主要な眺望点 (図5-2-2参照)	平成65年度
廃棄物	廃棄物の種類、量及び処理・処分方法	処理記録からの読み取り調査を行う。	事業地内	定常状態後1カ年
安全性 (交通)	交通量	7時から19時までの名古屋岡崎線からの自動車流出台数を数える。	事業地内 (図5-2-3参照)	定常状態後のピーク日(お盆)1日
	駐車台数	7時から19時までの自動車の駐車場利用台数を数える。	事業地内	定常状態後のピーク日(お盆)1日

表5-2-1 (2)

環境項目	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
安全性 (水辺)	事故発生件数	関係機関からの聞き取り調査を行う。	愛知用水、勅使池	定常状態後1カ年
安全性 (治水)	洪水調整池の機能	30年確率降雨程度の降雨時における洪水調整池の機能を現地調査により確認する。	洪水調整池	平成65年度
安全性 (斜面崩壊)	斜面状況	目視による現地確認	事業地内	平成65年度

※苦情があった場合は、内容と対策について報告する。

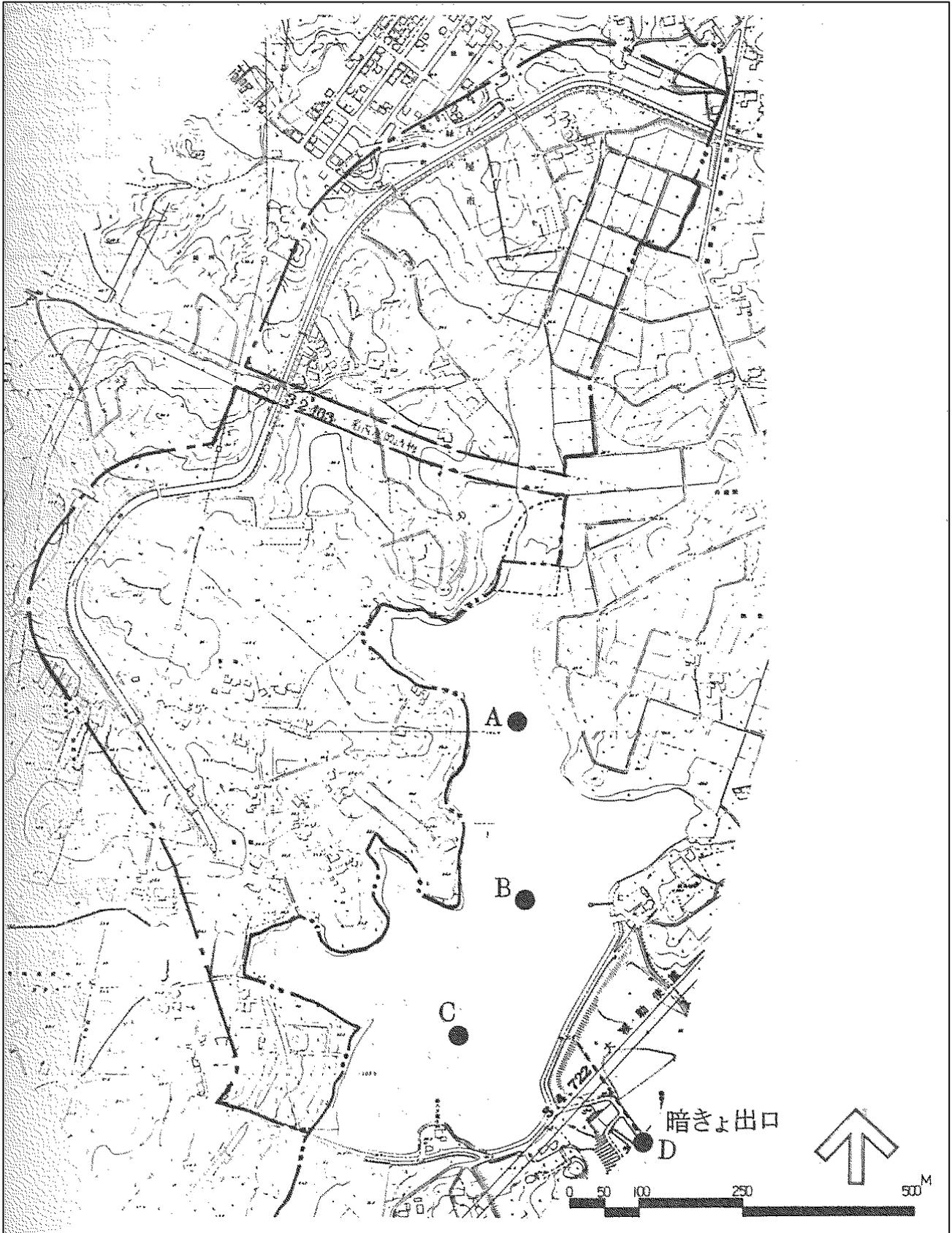


図5-2-1 水質調査場所

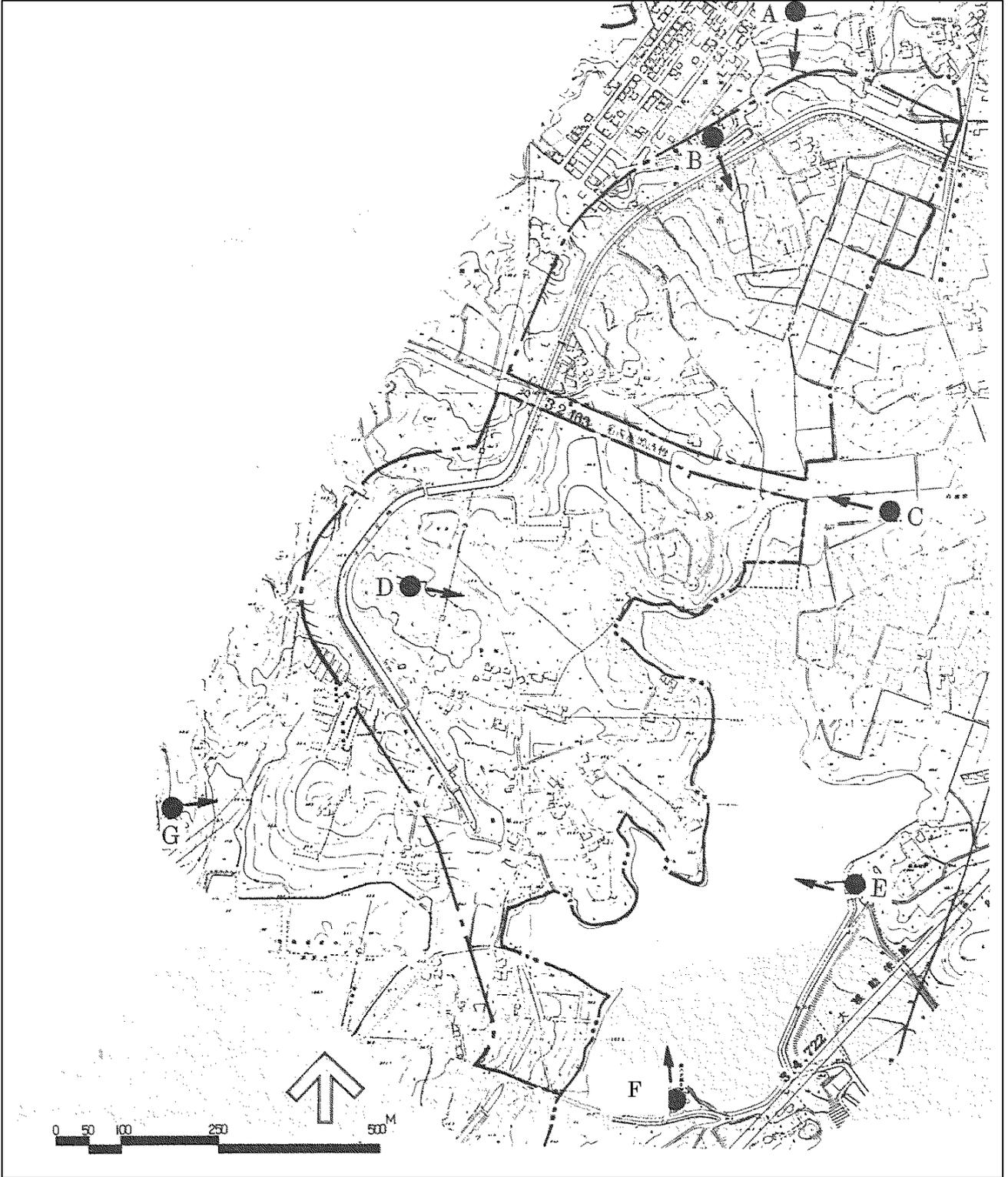


図 5 - 2 - 2 景観調査場所

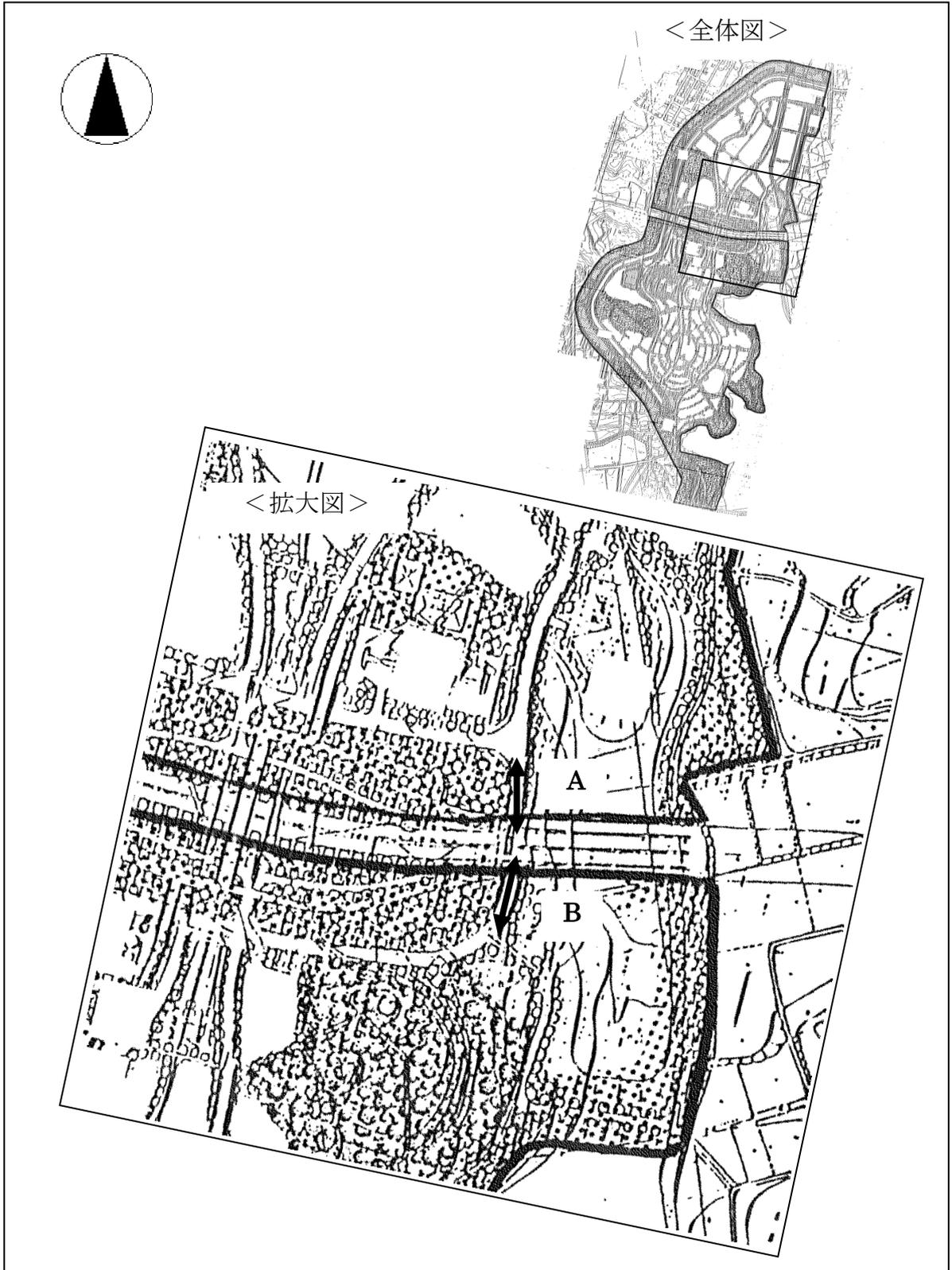


図5-2-3 安全性（交通）調査場所